

令和3年度メザニン支援業務に係る長期借入金（政府保証付）
の実施及び競争入札の参加者の募集について

当機構では、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第29条第1項第1号に掲げる業務（メザニン支援業務）に要する資金として、令和3年8月に長期借入金（政府保証付）56億5千万円の資金調達を予定しています。

つきましては、別添の「令和3年8月期長期借入金（政府保証付）入札実施要領」に基づき、コンベンショナル方式による入札参加者を募集いたします。

なお、本長期借入金については、令和3年度一般会計予算予算総則第12条に基づき、日本国政府による政府保証が付される予定です。

記

1. 入札参加に必要な資格

下記のいずれかに該当する金融機関であること。

- (1) 財務省が公表している直近の「国債に係る入札参加者一覧」に登載されている金融機関であること。
- (2) 当機構の長期借入金の利率競争入札に応札実績がある金融機関であること。

2. 入札参加資格の登録に必要な書類

- (1) 入札参加希望者は、「令和3年度長期借入金の入札参加届」（別紙様式）を提出してください。なお、参加届の提出後、取引印鑑届、商業登記簿謄本等が必要となる場合があります。
- (2) 参加届等の提出後に記載内容に変更が生じた場合は、変更部分が記載された書類を再提出してください。

3. 提出期限

令和3年7月15日（木）＜必着＞

4. 指名通知

入札参加者への指名通知（様式1）は、令和3年7月21日（水）までに行うことといたします。

令和3年8月期長期借入金(政府保証付)の概要等

資金使途	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第29条第1項第1号に掲げる業務(メザニン支援業務)
借入条件	
借入額	56.5億円(5,650万円×100口)
借入日	令和3年8月23日
期限	令和7年8月21日
借入利率	落札金利
利払方法	2月、8月の各21日及び期限に後払い
償還方法	令和4年2月21日を第1回とし、以後毎年2月、8月の各21日に1口につき150万円、期限に同じく1口につき4,600万円を分割償還
期限前弁済	有り・精算金支払
入札実施方法	
入札方法	借入利率競争入札(0.001%単位3本以内)
落札決定方法	コンベンショナル方式
応募額	1口あたり5,650万円とし、合計10口以上100口以内
入札等日程	
入札参加届	令和3年7月15日提出期限<必着>
指名通知送付	令和3年7月21日送付予定
入札実施	令和3年8月10日予定

<連絡先>

〒135-6008 東京都江東区豊洲3丁目3番3号(豊洲センタービル8階)
 一般財団法人民間都市開発推進機構 総務部資金課
 電話 03-5546-0773

(別紙様式)

令和3年 月 日

一般財団法人民間都市開発推進機構 宛
(総務部資金課 宛)

金融機関名
<役職名>回答責任者

印

令和3年度長期借入金の入札参加届

長期借入金の入札に参加します。

担当部署 名称：

責任者：役職名

氏名

担当者：役職名

氏名

所在地：〒

住所

電話番号：() ー

FAX番号：() ー

メールアドレス(担当者)：

(注)・入札書を提出する際の押印は、本入札参加届記載の回答責任者印となります。

・令和3年7月15日(木)が提出期限<必着>です。

(様式1)

令和3年7月 日

金融機関名 御中

一般財団法人民間都市開発推進機構
代表理事 花岡洋文 印

令和3年度長期借入金の入札に係る指名通知書

「令和3年8月期長期借入金（政府保証付）入札実施要領」に基づく入札を実施するに
当たり、貴殿を入札参加者として指名するので通知します。

なお、本指名通知後、何らかの理由で入札に参加されない場合は、速やかに入札辞退届
（様式2）を提出してください。

(様式2)

令和 年 月 日

一般財団法人民間都市開発推進機構 宛

住 所

金融機関名

<役職名>回答責任者

印

入 札 辞 退 届

件 名 令和3年度長期借入金の入札について

このたび、上記について指名を受けましたが、都合により辞退いたします。

令和3年8月期長期借入金（政府保証付）入札実施要領

1. 借入予定額 56億5千万円（1口5,650万円×100口）
2. 借入日 令和3年8月23日
3. 期限 令和7年8月21日
4. 借入利率 落札利率
5. 償還方法 令和4年2月21日を第1回とし、以後毎年2月、8月の各21日に1口につき150万円を、期限に同じく1口につき4,600万円を分割償還します。但し、当該日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日とします。
6. 利払期日 令和4年2月21日を第1回とし、以後毎年2月、8月の各21日及び期限とします。但し、当該日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日とします。
7. 利払方法 借入日の翌日から、又は前利払期日の翌日からその利払期日までの分を後払いし、1年365日の日割り計算とします。
8. 期限前弁済 当機構が、本借入金の元金について、やむを得ず上記3に定める期限前に、その元金の一部又は全部を弁済しようとする場合には、当機構は予め貸付者と協議し、貸付者の承諾を受けます。
かかる場合において、当機構はその精算金を支払うものとします。
この場合、精算金とは、元金の弁済がなされた場合における再運用利率が上記4に定める借入利率を下回る場合において、かかる弁済がなされた元金額に再運用利率と上記4に定める借入利率の差及び残存期間（弁済がなされた日から上記3に定める償還日までの期間）の実日数を乗じて算出した金額をいい、その精算金の算出は貸付者が行うものとします。
9. 入札の実施方法等
 - (1) 入札は、所定の用紙「入札書」（様式3）に必要事項を記載の上、【FAX番号（03）5546-0796】宛て提出して下さい。
 - (2) 入札書には応募利率（0.001%単位）毎に、応募口数、応募額を記載して下さい。また、応募利率は、3本までとします。
 - (3) 入札実施日：令和3年8月10日（火）
 - (4) 入札書の受付は、入札実施日の午前10時から午前11時までとします。
 - (5) 受付期限の超過、必要事項不記載、利率・金額の修正、押印がないなどに該当する入札書は無効となります。

(6) 一度受付けた入札書の差し替え、内容変更等は認められません。

10. 入札方法 入札方法は、利率競争入札（コンベンショナル方式）とします。

11. 落札者の決定方法

(1) 落札利率は、応募利率の低い順に割当、借入予定額に達するまでを落札とします。

(2) 1者において複数本の利率で落札された場合の落札利率は、落札額による加重平均値とし、0.001%単位未満を切り捨てします。

(3) 落札最高利回りまでの応募額（口数）を全て合計すると借入予定額を超過する場合は、落札最高利率における応募額（口数）を案分（1口未満の端数切捨て）します。また、その結果、借入予定額に不足が生じる場合は、これを調整するために、次の順位により、不足が解消するまで、該当する対象者に1口の上乗せを行います。

① 落札最高利率における応募額（口数）が大きい順

② 落札額（口数）が大きい順

③ より低い利率による応札順

④ 順位がつかない場合は、当機構において抽選

なお、案分の結果、落札最高利率の応札であっても落札できないことがあります。

12. 落札結果の通知等

落札結果は、入札日の17時までに落札者のみに落札書（様式4）をFAXにより通知します。

その後、落札者には、落札書（様式4）、借入申込書（様式5）、金銭消費貸借契約証書（様式6）及びその他借入に必要な書類を郵送いたします。その際、金銭消費貸借契約証書等の送付書及び受領書を同封いたしますので受領書に記名・押印の上、ご返送願います。

13. 入札結果の公表

入札結果は、入札日の翌日を目途に、応募総額、落札額、落札平均利率、落札最高利率を当機構ホームページに掲載します。

14. FAX障害時の取扱い

当機構設置のFAX装置の障害等によりFAXを使用しての入札が実施できない場合には、入札の延期等を別途指示することがあります。

15. その他手続き等

（別紙）の資料を参照してください。

16. 取扱部署

一般財団法人民間都市開発推進機構 総務部資金課

TEL : 03-5546-0773

FAX : 03-5546-0796

(別紙)

その他手続き等について

1. 金銭消費貸借契約証書の締結

金銭消費貸借契約証書については、借入日を締結日とし、遅くとも、前日までに落札者に提出する予定です。

2. 借入金等の振込

(1) 借入金の振込み

借入日の午前11時までに、着金するように振込願います。(厳守)

(2) 償還金及び利子の支払い

元利払期日の5営業日前までに元利金の支払いに係る内容を含む資料(金融機関等の任意の様式)を提出して下さい。

(3) 諸費用の取扱い

本借入に係る諸費用(振込手数料等)は、当機構が負担いたします。

3. 債権の質入及び譲渡

事務処理の都合上、質入又は譲渡を行う場合には、予め質入又は譲渡を行う日及び相手先を一般財団法人民間都市開発推進機構総務部資金課までご連絡願います。

(注)当機構では、譲渡については全額譲渡を基本としております。

4. その他

銀行取引約定書等については、必要に応じて締結することとしておりますので、ご相談下さい。

また、入札までの間、FAX・メールの送受信確認や落札見込み水準のヒアリングにつき、ご協力をお願いします。

(様式3)

入 札 書

令和3年8月 日

一般財団法人民間都市開発推進機構 宛

住 所

金融機関名

<役職名>回答責任者

印

下記のとおり入札します。

記

	応募利率	応募口数	応募額
1	%	口	百万円
2	%	口	百万円
3	%	口	百万円
	合 計	口	百万円

(注) 応募に当たっては、以下の点に留意して下さい。

- (1) 応募利率は、最低を0%とし、0.001%単位とする。
- (2) 応募額は、合計10口(5億6,500万円)以上、100口(56.5億円)以内とする。
- (3) 応募利率は3本を上限とする。
- (4) 応募口数・応募額の合計欄も記載する。
- (5) 押印は、入札参加届と同じ印を使用する。
- (6) 民都機構のFAX番号 03-5546-0796
- (7) 入札期限：令和3年8月10日(火)午前11時(予定)

(参考)

1. 借入予定額 56億5千万円(5,650万円×100口)
2. 借入日 令和3年8月23日

(様式4)

令和3年8月 日

各金融機関 御中

東京都江東区豊洲3丁目3番3号
一般財団法人民間都市開発推進機構
代表理事 花岡洋文 印

落札書

本日実施した御行(庫・社)の入札の結果をお知らせいたします。

記

(参考) 応募利率	(参考) 応募口数・応募額	落札口数・落札額
. %	口 百万円	口 百万円
. %	口 百万円	口 百万円
. %	口 百万円	口 百万円
合計	口 百万円	口 百万円
		落札利率 . %

(注) 複数落札の落札利率の合計は、落札利率を落札額により加重平均して、計算結果の0.001%単位未満を切り捨てたもの。

(様式5)

令和3年 月 日

各金融機関名 御中

東京都江東区豊洲3丁目3番3号
一般財団法人民間都市開発推進機構
代表理事 花岡洋文 印

借入申込書

下記のとおり政府保証付借入金の借入を申し込みいたします。

記

- 借入金額 円
- 借入勘定 その他会計（メザニン支援事業）
- 資金用途 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第29条第1項第1号に掲げる業務に要する資金
- 借入日 令和3年8月23日
- 期限 令和7年8月21日
- 利率 年 . %
- 償還方法 令和4年2月21日を第1回とし、以後毎年2月、8月の各21日及び期限に末尾1記載のとおり分割償還する。但し、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。
- 利払期日 令和4年2月21日を第1回とし、以後毎年2月、8月の各21日及び期限とする。但し、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。
- 利払方法 借入日の翌日から、又は前利払期日の翌日からその利払期日までの分を後払いし、1年を365日として日割計算とする。
10. 期限前弁済 当機構は、本借入金について、やむを得ず上記5に定める期限前に、その元金の一部又は全部を弁済しようとする場合には、予め貸付者と協議し、貸付者の承諾を受けるものとする。
かかる場合において、当機構はその精算金を支払うものとする。
この場合、精算金とは、元金の弁済がなされた場合における再運用利率が上記6に定める利率を下回る場合において、かかる弁済がなされた元金額に再運用利率と上記6に定める利率の差及び残存期間（弁済

がなされた日から上記5に定める期限までの期間)の実日数を乗じて算出した金額をいい、その精算金の算出は貸付者が行うものとする。

1 1. 振込先等

振込先は下記のとおり。

なお、償還口座開設が必要な場合は、別途協議願います。

(振込先) みずほ銀行 本店

(普通預金) 3 5 4 3 3 5 7

(口座名義) 一般財団法人民間都市開発推進機構

(振込期限) 借入日の午前11時(厳守)

(末尾1)

令和4年2月21日以後毎年2月、8月の各21日における毎回の償還額	期限における償還額
円	円

(様式6)

令和3年8月23日

金 銭 消 費 貸 借 契 約 証 書

各金融機関名 御中

東京都江東区豊洲3丁目3番3号
一般財団法人民間都市開発推進機構
代表理事 花岡洋文印

第1条 一般財団法人民間都市開発推進機構(以下「乙」という。)は、〇〇〇〇(以下「甲」という。)から、下記要領により金員を借り受け、これを受領した。

記

- 借入金額 金 円
- 資金用途 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第29条第1項第1号に掲げる業務に要する資金
- 期 限 令和7年8月21日
- 償還方法 令和4年2月21日を第1回とし、以後毎年2月、8月の各21日及び期限に末尾1記載のとおり分割償還する。(但し、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。)また、本契約証書にかかる債権について、償還を受けようとする者は、償還を受けるための振込口座等必要な情報を償還期限の5営業日前の日までに乙に届け出るものとする。
- 利 率 年 . %
- 利払期日 令和4年2月21日を第1回とし、以後毎年2月、8月の各21日及び期限とする。(但し、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。)
- 利払方法 借入日の翌日から、又は前利払期日の翌日からその利払期日までの分を後払いする。(但し、365日日割計算とする。)
- 損害金 債務不履行の場合には、乙は弁済すべき金額に対し、年14%の割合(但し、365日日割計算とする。)にあたる損害金を支払う。

第2条 この契約に基づき乙が負担する債務の元金及び利息の支払は、都市再生特別措置法第125条第2項及び令和3年度一般会計予算予算総則第12条に基づき日本国政府により保証される。

第3条 乙が、この契約に基づき負担する債務の元金について、やむを得ず第1条に定め

る償還日前に、その元金の一部又は全部を弁済しようとする場合には、予め甲と協議し、甲の承諾を受けるものとする。

かかる場合において、乙はその精算金を支払うものとする。

この場合、精算金とは、元金の弁済がなされた場合における再運用利率が第1条に定める利率を下回る場合において、かかる弁済がなされた元金額に再運用利率と第1条に定める利率の差及び残存期間（弁済がなされた日から第1条に定める償還日までの期間）の実日数を乗じて算出した金額をいい、その精算金の算出は甲が行うものとする。

第4条 この証書の作成その他この契約に関する一切の費用は、乙がこれを負担するものとする。

第5条 この契約を証するため、証書1通を作成し乙は甲に交付し、甲はこれを保有する。

第6条 本契約証書にかかる債権の譲渡又は質入れは、借入日から償還期限又は元利金の各支払期日の3営業日前の日までに行うものとする。（なお、事務処理の都合上、譲渡又は質入れする場合には、予め譲渡又は質入れを行う日及び相手方を乙までご連絡願いたい。）また、本契約証書にかかる債権を譲渡又は質入れする場合は、遅滞なく、乙に対し承諾の申請又は通知を行うものとする。

第7条 この契約に定められた事項について、変更の必要もしくは疑義が生じた場合又はこの契約により難い事由が生じた場合は、その都度甲及び乙は、これに関し協議して定める。

(末尾1)

令和4年2月21日以後毎年2月、8月の各21日における毎回の償還額	期限における償還額
円	円

日本国政府は、この契約に基づき乙が負担する債務の元金及び利息の支払につき、これを保証する。

令和3年8月23日

財務大臣

印

(様式7)

令和3年8月 日

各金融機関名 御中

一般財団法人民間都市開発推進機構
総務部資金課

送 付 書

令和3年8月 日に実施した当機構の政府保証付長期借入金の入札について、下記書類を送付いたしますのでご査収ください。

なお、お手数ながら同封の受領書は、記名・押印のうえ、下記宛てご返送いただきたくよろしくお願いいたします。

記

- 金銭消費貸借契約証書 1通
- 借入申込書 1通
- (その他、手続き上、必要な書類あれば、追記します)

以上

(返送先)

〒135-6008
東京都江東区豊洲3丁目3番3号 豊洲センタービル8階
一般財団法人民間都市開発推進機構 総務部資金課 宛

TEL:03-5546-0773 FAX:03-5546-0796

(様式8)

令和3年8月 日

一般財団法人民間都市開発推進機構 宛
(総務部資金課 宛)

金融機関名
役職名及び氏名

印

受 領 書

下記書類を受領いたしました。

記

- 金銭消費貸借契約証書 1通
- 借入申込書 1通
- (その他、手続き上、必要な書類あれば、追記します)

以上